

2017年9月1日(金)16時～ @府中駅すぐ近くの会議室
府中ピース・ベル法律事務所のミニセミナー(勉強会)を開催いたします! 今回のテーマは、ずばり「**会社を辞める時の極意**」です!
★会社を辞めた後に生じるトラブルの芽を、先に摘みとる!★
会社で働く人が退職するとき、あるいは解雇するとき。会社として対応を誤ると、退職後であっても労働紛争に発展をしてしまい、会社にとって無用なコストがかかってしまうことがあります。
従業員目線でも、会社を辞める時に気をつけないと、本来得られる権利を失ってしまったり、トラブルに巻き込まれてしまいかねません。
会社経営に携わる方、社会人として働くすべての方、会社から経営の相談を受ける土業の先生方、皆様にとって必見です!
詳しくは同封するパンフレットをご覧ください!!



スタッフ紹介

府中ピース・ベル法律事務所に、新しい仲間が増えました。2人増えたのですが、まずはそのうちの一人、福本をご紹介します。宜しくご指導ください。



はじめまして。6月より当事務所の事務員として勤務することになりました。
業務の中で、当事務所にお越しいただきました皆様のアンケートを拝読する機会があるのですが、「専門知識と経験を積んだ弁護士に相談し、親身に聞いてくれた。問題が整理され、解決の道筋を見出せた。非常に助かりました。」というお声が多く寄せられており当事務所が皆様のお役に立てていることを実感する日々です。一日も早く仕事を覚え、皆様のことを笑顔でお出迎えし、裏方でサポートすることができるようになりたいと、気持ちの引き締まる思いしております。
四季それぞれに素敵な表情を見せてくれるケヤキ並木は府中のお気に入りの景色の一つです。どうぞそんなケヤキ並木の景色も楽しみつつ、当事務所に足を運んでいただければ幸いです。スタッフ一同、お待ちしております。

あしがき・弁護士の近況報告

★5月28日 三鷹市で行われた、青年会議所主催の「東京ブロック大会」式典で司会をさせていただきました。人前でしゃべるのは、だいたい得意です。



★事務所に新しい観葉植物が来ました。府中市内にある老舗の花屋さん「吉垣生花店」様のチョイスです。やはりオフィスに緑があると、ちがいます。



★7月3日、鹿児島県にある法律事務所に視察に行ってきました。弁護士の数9名を誇り、スタッフも含めたメンバー全員が高い意識で一丸となっている姿、そして前向きな姿勢に感銘を受けてきました。当事務所も負けていられないと思うと同時に、鹿児島の焼酎は大変美味しゅうございました。

～当ニュースレターは、当事務所弁護士・スタッフが名刺交換をさせていただいた方や府中市内・外の企業様・土業様宛にお送りさせていただいております。ご不要の際は、大変失礼いたしました。～

News Letter

Contents

- ご挨拶、法律情報 (表面)
- コラム【ミニコラム、破産】 (中面)
- セミナー告知、スタッフ紹介 (裏面)

暑中お見舞い申し上げます



暑い日が続きますが、皆様お変わりなくお過ごしでしょうか? ついこの間までコートが手放せないと思っておりましたが、梅雨が無いなあと思っている間に夏の猛暑を迎えたかのような、おかしな気候が続きます。
季節の変わり目で体調を崩しやすい時期ですので、みなさまお体にお気をつけてお過ごしください。
少し、今回のニュースレターをお届けするのが久しぶりになってしまいました。本業の方がやや忙しかったのですが、その分書き溜めたネタも充実の、2017年夏号をお届けいたします。御笑覧頂ければ幸いです。
2017年7月吉日
七夕の短冊に「カーブが勝つように」と書くような妻を持つ弁護士
平山 諒 拝



法務情報・リーガルチェックのポイント

今回は比較的すぐ役に立つ「法律豆知識」として、リーガルチェックというものの情報提供です。企業規模の大小を問わず、むしろ事業規模の小さい会社ほど実は弁護士をうまく利用できる...その一つに、契約書のリーガル・チェックがあります。

はじめての契約書。どこを見ればいいのですか?

初めての取引先が契約書の提案をしてきたとします。皆様だったらどこに着目するでしょうか。たとえば契約料金が事前の説明と合っているか。はたまた、支払い時期はいつになるのか。こういった契約の基本条件にご着目いただくことはよくあります。

しかし、弁護士が着目するポイントは、決して金額の点だけではありません。企業間の取引において、**どういふポイントが紛争になりやすいか、そしてどのような点を押さえおけば紛争を避けることができる(すなわち訴訟になったときもこちらが勝てる)**かどうかという点で、契約書をチェックします。

...たとえばですが、「もし契約違反があったときにはどうなるのか」「解約するときに違約金や解約金が発生するのか」「裁判になる時にはどこで手続きを取らねばならないのか」といった、紛争化しやすく企業の担当者が見落としやすいポイントを洗い出します。

特に初めての取引先だと、いまだ信頼関係が醸成されていませんから、もしかしたら不当な契約を結ぼうとしているかもしれない。あるいは、意図せずに当方にとって不利な約定が盛り込まれてしまっているかもしれない。...そういった契約書の「**分が悪い点**」を発見すれば、締結前の事前交渉の中で、**契約条項の修正に向けて交渉ができます**。逆に、問題点がある契約書をノーチェックで締結してしまうと、一方に不利な契約であっても、その約定が有効となってしまいますから、裁判になれば負けてしまうというリスクを背負いながらの付き合いになってしまうのです。

もちろん、信頼関係で継続的に付き合い合っている会社であれば、そこまでシビアになる必要はないかもしれません。相手の社長と個人的に友人であるとか、知り合いの紹介だから大丈夫というような信頼関係もあるでしょう。ですが、家族や友人であってもお金が絡めば関係に亀裂が入ってしまうのが人の世の習いです。今から取り交わそうとしているのはあくまでもビジネスの世界の契約ですから、言ってみればお互いに「食うか食われるか」の関係にすら、なりやすいところ。...友情を守るために、あえて契約についてはシビアに、冷静に対応するというのは、むしろ経営上は正しい選択です。



新米弁護士の一コラム

当事務所の若手弁護士のエースに、日々の業務の中で気づいたものをアウトプットさせてみました。法律の正論と絡めて論じてくるあたり、なかなかの弁護士の資質を備えているようです。

■ ■ すぐに決断をしない勇気



優柔不断であることが良い結論を導くことがあります。

例えば離婚するとき。相手と早く離婚したいため、財産分与や養育費について取り決めがないまま離婚をしてしまうと、後になって相手に財産分与や養育費を請求しようとしても、難しくなってしまうケースもあります。

また、大昔の債権者からお金を払えと請求された際、焦って債務を認めてしまったり、少しだけでもと言って返済をしてしまうと、消滅時効の主張をすることができなくなってしまいます。(弁済期が10年以上昔の債務は、権利の消滅を主張できるケースがあります)

自分で決断をすることは大事なことです。しかし、法律の知識が少し足りないばかりに、慌てて行ってしまった決断が、取り返しのつかない事態を招いてしまうことは、残念ながらあります。

社会生活では様々なトラブルに巻き込まれますが、法的トラブルも体の病気と同じで、原因を専門家に見定めてもらい、適切な対処方針を取らなければなりません。

重大な判断を迫られた際、自分では選択肢が一つしか思い浮かばなくとも、弁護士の持つ法的知識があれば、より良い解決法や対処法が見つかるかもしれません。後で後悔しないためにすぐに決断せず、「いったん保留する」という勇気をもつことも、賢く生きるためには必要なのかもしれません。(弁護士 佐々木一彦 2017年1月入所。破産法・債務問題に注力中。当事務所の期待のホープ。)

お金に困った人が読むコラム

債務の事でお悩みの方、必見です！

毎月借金の返済に追われている、従業員の給料が支払えない、けれども破産したらどんなリスクがあるかわからないし、弁護士に相談するのも恥ずかしい・・・そのような悩みを持たれている方もいらっしゃるのではないでしょうか。

「破産」という言葉は何とも厳めしい印象を与えるものですし、破産したら、例えば戸籍に残るとか、選挙権を失ったり、財産を全て失ってしまうのではないかと...といった誤解をしている方はよくいらっしゃいます。

「破産をしても、一文無しになるわけではない！」

しかし、例えば個人の方が破産をしても、99万円までの現金等、生活を送るために必要な財産は「自由財産」として確保することができますし、戸籍に一生残ったり、選挙権を失うということはありません。



(左下のコラムの続き)

・・・このまま借金の返済を繰り返す生活を送っても完済できる見通しが無いのであれば、一日でも早く法的手続きをもって生活を立て直すことを検討するべきでしょう。破産することは権利として認められており、破産を選択することは恥ずべきことではありません。

むしろ、手遅れになる前に弁護士に相談すれば、債権者との交渉や民事再生手続を通じて、債権の一部を免除してもらったり、返済の期限を延長してもらうことで、破産せず、また自身の住宅を守りつつ、生活の再建を果たすことが可能なこともあります。しかし、自分で何とかしようと借金を重ねていけば、任意整理や民事再生手続をとることができず、破産するほかないという状況に追い込まれてしまいます。

人はなぜ破産するのか？それは借金をするからです。

では何のために破産するのか？それは、明るい豊かな人生を再スタートさせるためです。

当事務所では、借金の問題についても相談を受け付けております。秘密厳守ですから、なにも心配することはありません。笑顔の暮らしを再スタートさせるために、一日も早く弁護士に相談しましょう。

お心当たりのある方は是非早めにご相談ください。

お知らせ・京王バスに載ってます



当事務所は府中市駅から徒歩4分の好立地にありますので、府中市内の皆様にご案内という事で、ちょっと京王バス様に広告を出してみました。

なかなかきれいに仕上がっていて、満足しています。

最近気が付きましたが、当事務所からは、京王バスの停留所「農業高校前」「府中町1丁目」あたりだと徒歩1分もかからない場所にあり、実は府中駅に行くよりもバスで小金井や国立からでもかなりアクセスが良いことが発覚しました。

私自身もたまに、子供を連れてバスに乗って移動することがあるので、自分のステッカーを見かけると、少しだけ照れくさいような気持ちになります。

ついに先日、これが友人に見つかって、笑顔で写っている写真を揶揄されてしまいましたが、裁判や法律相談という重苦しい仕事だからこそ、笑顔は大事だと思うのです。

もし京王バスをご利用の際には、少しだけ車内をご覧になってみてください。笑顔の弁護士とハトのマークが、同じ社内に乗っているかもしれません。